

# 令和 8 年度 伊賀市立上野北小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

児童が一人の人間として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長することが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に『「本当の楽しさ」を追い求める子の育成』を掲げ、めざす子ども像を

- ・【学力】わかる喜びを見出す子
- ・【人権】つながりを醸し出す子
- ・【キャリア】しなやかに歩み出す子

としています。一つひとつの教育活動が子どもたちの「自立と自律」につながるよう、全職員で共通理解を図っていくことが重要です。

また、いじめ問題についても教育目標のもと、全職員一丸となって取り組むべき事柄と受け止めています。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年度法律第 71 号。以下「法」という。)第 3 条や第 2 条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

### (いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合があります。

とから、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認します。

- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ③ いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけても、すぐに児童が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応します。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有を行います。

### (いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方)

誰もが、「いじめは児童の尊厳を脅かす重大な人権侵害である」との認識を持つとともに、児童が一人の人間として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長することが、学校・家庭・地域の願いであり、責務でもあります。いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力しなければなりません。そして、児童が安心して登校し、学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われない学校にすることを旨として推進しなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ということの意味を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、身の回りのあらゆる差別をなくしていくという態度を身につけられるよう努めます。加えて、児童の自主的・自立的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、別紙「令和8年度伊賀市立上野北小学校マニフェスト」による取組を進めます。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的・画一的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組(施策)	目標
アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期毎に1回(5月、9月、1月)の児童アンケート調査と年間に1回(12月)の保護者アンケート調査を実施し、結果を検証する。</li> <li>* 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。</li> <li>* 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。(アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査</li> </ul>

	により状況の把握に努めるなど、児童の状況を十分に考慮して実施する。) * アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。
教育相談活動の実施	・学期に1回(5月・9月・1月)教育相談期間を設け、担任等による個別相談を行う。
校内研修会の実施	・毎月の校内研修の中の、「子どもの様子」では、常に「いじめ」の観点も入れ、学年や学校全体で見守り、未然防止再発防止に努める。

### (3) いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた(もしくは受けたと思われる)児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方法等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

具体的な取組(施策)	目標
いじめ防止対策委員会の開催	・学期毎に1回開催する。 ・緊急時に臨時の委員会を開催する。
被害者へのケア	・被害者の心に寄り添って聞き取りを進めるとともに、複数の教員で見守り、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と連携して支援する。

加害者への指導	・学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。
---------	--------------------------------------

#### (4)いじめが「解消している」と判断するための要件

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることをいじめに係る行為が止んでいるとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

##### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察します。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

### ①役割

ア)いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

イ)いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る

ウ)いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

エ)児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う

オ)いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う

カ)いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う(複数対応を基本とする)

キ)いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク)重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

ケ)PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

## ②構成員

いじめ防止対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、養護教諭、該当学級担任、必要に応じてスクールカウンセラーとします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官(もしくは警察官OB)・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

## ③関係する校務担当等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導、校内研修、人権・同和教育、特別支援教育等と役割分担し、連携して取り組みます。

## 3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況(活動実績)を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

### (2) 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校だよりなどで公開します。

## 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組備考
4	・校内研修会〈児童理解〉(①・②・③) ・学級開き(①・②・③) ・学級懇談会(①・②・③・④) ・PTA 総会(①・②・③・④) ・身体測定(②) ・授業参観(①・②・③・④) ・いじめ相談員の任命(④)
5	・学校運営協議会(④) ・児童アンケート(②)

6	・QU 調査(②) ・個別懇談会(①・②・③・④)
7	・個別懇談会(①・②・③・④) ・教育相談(①・②)
8	・Q-Uに関する研修(①・②・③・④)
9	・児童アンケート(②)
10	・人権授業参観(①・②・③) ・教育相談(①・②) ・人権学習集中取り組み(①・②・③)
11	・Q-U 調査(②) ・部落問題を考える小学生の集い(①・②・③)
12	・個別懇談会(①・②・③・④) ・保護者アンケート(②)
1	・児童アンケート(②) ・教育相談(①・②)
2	・授業参観、懇談会(①・②・③・④) ・人権講演会(①・②・③・④) ・学校運営協議会(④)
3	・校内研修〈ふり返りと来年度に向けて〉(①・②・③)
年間を通して	・日記、作文、綴り方(①・②) ・いじめ防止対策委員会(①・②・③) ・いじめ問題相談員、スクールカウンセラーとの連携(④) ・たてわり活動(①) ・校内研修での「児童の様子」交流(①・②)

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④